

令和2年9月7日
(04:10発表)

関係機関 各位

阪神港長

台風10号に伴う「第二体制（錨泊自粛勧告）」について

港則法第39条第4項に基づき、阪神港（神戸区・尼崎西宮芦屋区）に在港している船舶は、7日4時10分をもって「第二体制（錨泊自粛勧告）」による措置を執るよう勧告します。

港長の勧告区分	台風の状況	措置内容
第二体制 (錨泊自粛勧告)	兵庫県神戸市において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生の可能性があると判断されるとき。	1 100総トン以上の船舶は、神戸空港から3海里以内の海域（錨泊自粛海域図）に錨泊しないこと。 2 神戸空港から3海里以内の海域（錨泊自粛海域図）に錨泊中の100総トン以上の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。 ただし、次の船舶を除く。 ① 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持その他公益上の必要が認められる用務を行うため、やむを得ず錨泊自粛海域で錨泊する船舶。 ② 海上保安庁の船舶 ③ 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊自粛海域で錨泊するものとして阪神港長が認めた船舶 ④ 前各号に掲げるもののほか、阪神港長が認めた船舶

※ 港長：阪神港長（神戸区・尼崎西宮芦屋区）
勧告：港則法第39条第4項に基づく勧告